

南九州市長 塗木 弘幸 殿  
南九州市議会議長 加治佐 民生 殿

南九州市監査委員 有水 秀男  
南九州市監査委員 日置 友幸

令和 3 年度財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定によりその監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、当該団体の事務及び当該団体に対する市の事務が、関係法規、財務関係規則等に基づき適正に執行されているかなどの点に主眼を置き実施した。

監査にあたっては、提出された資料に基づいて関係職員から説明を聴取して実施するとともに、預金通帳等で補助金の受け入れ状況等の確認も行った。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員室

### (2) 実施日程

令和3年11月18日	社会福祉協議会補助金 (福祉課)
	シルバー人材センター運営補助金 (長寿介護課)
	有害鳥獣捕獲事業補助金 (農政課)
	穎娃町土地改良区補助金 (耕地林務課)

## 7 監査の結果及び意見

財政援助団体等への補助金等交付事務は、南九州市補助金等交付規則等に基づき、概ね適正に執行されていた。

所管課においては、財政援助団体等の事業状況を随時把握し、補助金の効果を確認するとともに指導監督を適切に実施していただきたい。

また、補助対象経費、補助金の算出方法・算出基礎が適切であるかを再度確認し、必要な見直しを行っていただきたい。

後述する指摘事項のうち、改善、検討の必要があると認められたものについては、市にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

今後とも所管課と財政援助団体等が連携を密にし、補助事業の所期の目的達成に向け取り組んでいただきたい。

### (1) 【社会福祉法人南九州市社会福祉協議会】

(令和2年度社会福祉協議会補助金 37,000,000円)

#### (概要)

地域社会における社会福祉活動の相互連絡・組織化・効率化等を促進し、地域住民の福祉の向上を図る。

令和2年度交付額	交付先	所管課
37,000,000円	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	福祉課

#### (指摘事項)

- ① 市に提出する補助金交付申請書等は、南九州市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則に示された様式を用いるように指導していただきたい。

(2) 【公益社団法人南九州市シルバー人材センター】

(令和2年度シルバー人材センター運営補助金 13,615,000円)

(概要)

高齢者の健康増進と生きがい対策を通じて、活力ある地域社会づくりに寄与する。

令和2年度交付額	交付先	所管課
13,615,000円	公益社団法人南九州市シルバー人材センター	長寿介護課

(指摘事項)

- ① 特に指摘する事項はない。

(3) 【南九州市猟友会】

(令和2年度有害鳥獣捕獲事業補助金 5,124,800円)

(概要)

有害鳥獣による農作物等の被害を防止する。

令和2年度交付額	交付先	所管課
5,124,800円	南九州市猟友会	農政課

(指摘事項)

- ① 特に指摘する事項はない。

(4) 【颯娃町土地改良区】

(令和2年度颯娃町土地改良区補助金 1,710,000円)

(概要)

颯娃町土地改良区の円滑な運営と事業の推進を図る。

令和2年度交付額	交付先	所管課
1,710,000円	颯娃町土地改良区	耕地林務課

(指摘事項)

- ① 颯娃町土地改良区会計細則で定める書類について、期限内に完成していないものがあり、第48条及び第68条に規定する部分が一部実施できていなかった。今後は会計細則等の規定に則り、必要な書類を期限内に作成するよう指導していただきたい。
- ② 決算は総代会で承認されるが、総代会が次年度末に行われるため、組合員が決算資料を基に次年度事業を提案することが難しい状況となっている。理事会の承認を受けた財務状況並びに事業報告について、組合員が早期に把握できるための方策に積極的に取り組むよう指導していただきたい。